

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例

札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の項札幌市入札・契約等審議委員会の目の次に次のように加える。

札幌市地域 福祉社会計 画審議会	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） 第 107 条第 1 項に規定する地域福祉計 画並びに成年後見制度の利用の促進に関 する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に規定する成年後見制度の 利用の促進に関する施策についての基本 的な計画及び同条第 2 項に規定する成年 後見制度の利用の促進に関する基本的な 事項についての調査及び審議に関するこ と。	25 人 以内	3 年
------------------------	---	------------	-----

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市附属機関設置条例第 4 条第 3 項の規定による札幌市地域福祉社会計画審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

社会福祉法に規定する地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する

法律に規定する同制度の利用促進に係る基本的な計画等についての調査及び審議を行う附属機関を新たに設置するため、本案を提出する。